令和９年度

入園のしおり



保育園・認定こども園の
利用について

このしおりには、保育園・認定こども園の
認定・利用申請に関する手続きや必要な書類について
重要なことを記載しています。
必ずしおりをよくご覧の上、申請してください。

南　幌　町

目　　次

1.南幌町の保育所・認定こども園所在地略図……・1ページ

2.は　じ　め　に……・2～6ページ

3.入 園 手 続 き…… 7～15ページ

4.その他の手続き・保育サービスについて……16～18ページ

5.教育・保育施設のご案内…… 19～21ページ

≪南幌町の保育所・認定こども園所在地略図≫

認可	名　　称	定員	入 所 年 齢	所　在　地	電話番号	紹介ﾍﾟｰｼﾞ
私立 認可	南幌いちい保育園	2号･3号 90名	0歳(生後 43 日目)～	中央2丁目2番2号	378-2734	19
私立 認可	認定こども園 南幌みどり野幼稚園	1号 120 名 2号･3号 63 名	3歳～	南14線西7番地	378-0070	20
私立 認可	幼保連携型認定こども園 南幌かぜのこ幼稚園	1号 0 名 2号･3号 80 名	0歳(生後 43 日目)～	中央2丁目2番3号	未定	21



≪は　じ　め　に≫

保育所（園）とは、保護者が仕事・病気等の理由により家庭で児童の保育ができない場合、小学校に入学するまでのお子さんを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

1. 保育認定（2号認定・3号認定）

1　保育所（園）・認定こども園の違い

区分	保育所 （南幌いちい保育園）	認定こども園（南幌みどり野幼稚園・かぜのこ幼稚園）	
		幼稚園部分	保育所部分
入園・入所対象児童	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない0歳児～5歳児	満3歳児～5歳児	保育所と同じ
申込み	保健福祉課子育て支援係に申込み	施設に直接申込み	保育所と同じ
昼食	給食	給食	給食
保育時間	8時30分～16時30分 （最長7時30分～19時）	8時20分～14時30分	8時30分～16時30分 （最長7時30分～18時30分）
保育料	保護者の税額や子どものクラス年齢に応じて決定		保育所と同じ
募集について	随時受付（詳しくは、本書の内容をご参照ください。）	施設に直接申込み （施設に直接お問い合わせください。）	保育所と同じ

2　教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの年齢や「保育を必要とする事由」に応じて、1号認定から3号認定までの3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

年齢	保育の必要性	認定区分	教育・保育時間			利用できる施設		申請先
			教育時間	保育標準時間	保育短時間	認定こども園	保育所	
満3歳以上	なし	1号認定	○			○		各園
3歳以上	あり	2号認定		○	○	○	○	南幌町役場 保健福祉課
3歳未満	あり	3号認定		○	○	○	○	



3 利用できる施設について

教育・保育施設利用の対象年齢、特徴及び利用できる給付の認定区分は次のとおりです。

区分	対象施設 （対象年齢）	施設等の特徴	認定区分
教育・保育施設	認定こども園 （0～5歳児）	就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。	1、2、3号
	保育所 （0～5歳児）	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、養護及び教育を一体的に行う施設です。	2、3号

4 保育の必要性について

認可保育所等の利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります（生後43日から就学前子ども）。保育の必要性の認定を受けるためには、児童の保護者及び同居の親族が次のいずれかの事由に該当する必要があります。この認定については、原則、保育を必要とする期間となりますが、事由や認定区分の変更があった場合は、月単位で変更を行います。

No.	保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量※
①	月48時間（1日4時間以上、週3日以上）以上120時間未満の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育短時間
	月48時間（1日4時間以上、週3日以上）以上120時間以上の就労		保育標準時間
②	妊娠・出産	出産予定日の8週間前の月の初日から、8週後の月の末日まで	保育標準時間 （保育短時間も可）
③	保護者の疾病・障がい等	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
④	同居又は長期間入院等している親族の介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は 保育短時間
⑤	火災、風水害、地震その他の災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
⑥	求職活動（起業の準備含む）	90日以内（認定日の90日後の月の末日まで）	保育短時間
⑦	就学（就労を前提とした職業訓練校や各種学校への通学）	職業訓練校や各種学校へ通学する期間	保育標準時間又は 保育短時間
⑧	児童虐待やDVの恐れがある場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
⑨	育児休業を取得していて、すでに保育を利用している上の子どもが、引き続き利用することが必要と認められる場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育短時間
⑩	その他町長が必要と認める状態にある場合	小学校就学前までの保育を必要と認める期間	保育標準時間又は 保育短時間

※一方の保護者の事由が「保育短時間」、もう一方の保護者の事由が「保育標準時間」の場合は、「保育短時間」となります。

5 保育の必要量について

保育認定を受けた場合は、保護者の状況に応じて、保育を必要とする時間（保育必要量）の認定をあわせて受けることになります。

保育必要量は、2つの区分で認定し、保育施設を利用できる時間が異なります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間認定	保護者の状況に応じて、1日最長11時間までの利用が可能
保育短時間認定	保護者の状況に応じて、1日最長8時間までの利用が可能

※保育必要量については、認定申請の際に「保育標準時間」又は」「保育短時間」のいずれかを申請していただきます。

ア 保育の必要量が標準時間に該当する事由であっても、保護者の希望により短時間（8時間）とすることも可能です。

イ 事由が「就労」で月 120 時間未満のため保育短時間（利用時間8時間）となる方も、恒常的に下記①～④に該当するときは、保育標準時間の認定を受けることができる場合があります。

①1日の就労時間が8時間以上である場合

【例】1日8時間、1か月14日勤務

②1日の就労時間は8時間未満だが、保育所等が設定する保育短時間の利用時間帯を超えて保育所等を利用せざるを得ない場合

【例】保育所等の設定する利用時間帯が、8時30分～16時30分だが、就労時間が常に13時～18時である。

③1日の就労時間は8時間未満だが、シフト勤務制なので、勤務日によっては保育所等が設定する利用時間を超えて利用せざるを得ない場合

【例】保育所等の設定する利用時間帯が、8時30分～16時30分だが、早番シフトが8時～13時、遅番シフトが13時～18 時である。

④1日の就労時間は8時間未満だが、通勤時間も含めると、保育所等が設定する利用時間を超えて利用せざるを得ない場合

【例】保育所等の設定する利用時間帯が、8時30分～16時30分で、勤務時間が9時～16時で7時間だが、保育所等から職場間の通勤時間が片道1時間かかる。

認定された利用可能時間帯のすべての時間帯を利用できるわけではなく、利用可能な時間帯のなかで、保護者の状況に応じて、施設を利用していただきます。

令和9年度の各クラス年齢に該当する生年月日は以下のとおりです。

この区分は、年度途中入所の場合も同様です。

＜令和9年度クラス年齢表＞

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和8年4月2日以降
1歳児クラス	令和 7年4月2日～令和 8年4月1日
2歳児クラス	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日
3歳児クラス	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日
4歳児クラス	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
5歳児クラス	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日

2. 教育標準時間認定（1号認定）

1 認定こども園（教育部分）

さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。利用にあたっては教育・保育給付認定（1号認定）を受ける必要があります。

申請書の提出については、ご希望の施設へ直接提出してください。

受入年齢	3歳児～5歳児
開園日	月曜日～金曜日 夏休みや冬休みなどの長期休業期間があります。
教育時間	1日4時間を標準とします。
預かり保育	教育時間の前後、長期休業日等に、預かり保育を実施しています。
保育料	世帯の市町村民税所得割額の合計額等に関わらず、南幌町が決定する利用者負担額を0円とします。

2 副食費の免除について

下記に該当する方は、給食費のうち、副食費（ex.おかず、おやつなど）が免除されます．特別な手続きは必要なく、自動的に無償となります。

◇市町村民税の所得割額が世帯合計で 77,100 円以下（概ね年収 360 万円未満）

◇第3子以降の子ども

＜児童の数え方＞

小学校 3 年生までの範囲において、最年長の子どもから順に数えます。

最年長者・・・・・・・第 1 子

次年長者・・・・・・・第 2 子

上記以外の者・・・第 3 子

※小学生以下の子どもは、「就園児」を数えます。認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している未就学児を指します。

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">課税区分（利用者負担額上の階層）</th><th colspan="3">右以外の世帯</th><th colspan="3">ひとり親世帯</th></tr>
<tr><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第3子以降</th><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第3子以降</th></tr>
<tr><td>①</td><td>生活保護世帯（1）</td><td colspan="6" rowspan="3">免　除</td></tr>
<tr><td>②</td><td>市町村民税非課税世帯（2）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯（3）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>市町村民税所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯（4）</td><td colspan="2" rowspan="2">対象外</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">対象外</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>市町村民税所得割額が211,201円以上の世帯（5）</td></tr>
</table>

3 預かり保育利用料について

「施設等利用給付認定（新2号認定・新3号認定）を受けることで、利用料の一部が無償化になる場合があります。詳しくは、6ページ「3.施設等利用給付認定について（無償化のために必要な認定）」をご確認ください。

3. 施設等利用給付認定について（無償化のために必要な認定）

「施設等利用給付認定」とは、以下の施設・サービスを利用する上で、一部無償（上限あり）となるために必要な認定です。利用施設、世帯の状況、サービスを併用する場合等によって、対象とならない場合もありますのでご注意ください。利用できる施設と無償化の対象・内容は次のとおりです。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	申込先	対　象	内　容
新1号認定	満3歳以上	なし	利用施設	幼稚園（私学助成）の教育時間	教育時間の利用に必要な認定です。
新2号認定	**3～5歳児クラス**	**あり**		**幼稚園（私学助成）の教育時間及び預かり保育**	**教育時間に加え、教育時間後の預かり保育の無償化に必要な認定です。**
				幼稚園（施設型給付）及び認定こども園（教育部分）の預かり保育	**預かり保育の無償化に必要な認定です。教育・保育給付認定と併せて認定します。※満3歳児クラスのお子さんは非課税世帯のみが対象です（3号認定）。**
新3号認定	0～2歳児クラス	あり（課税世帯は対象外）	利用施設又は保健福祉課	認可外保育施設（ベビーシッター含む）一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポート事業	利用料の無償化に必要な認定です。

申込書類

必要書類	説　明
子育てのための施設等利用給付認定申請書	●全員必須
保育を必要とすることを証明する書類（保護者全員分）	●3ページ①～⑦及び⑩に該当するもの
住民税非課税証明書	●0～2歳児クラスのみ（※4～8月までは前年度、9～3月までは当年度の課税状況で判断します（8ページ）

利用施設または保健福祉課子育て支援係で受付いたします。**無償となるためには事前申請が必要です。**

※施設・事業を利用した日以後の申請については、認定日から無償化の対象となり、それ以前の利用については無償化の対象となりません。

無償となる利用料

利用料のうち食材料費や日用品などを除く部分が無償となります。月額上限は、下記のとおりです。

対　象	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
幼稚園（私学助成）	28,000円/月（入園料含む）	
預かり保育	**①490 円×利用日数 ②17,700円/月**	**①490 円×利用日数 ②12,300円/月**
	①または②のどちらか少ない方の額	
認可外保育施設 一時預かり・病児保育 ファミリーサポート	45,700円/月	40,300円/月
	※教育・保育施設に通っている方は、原則無償化の対象外となります。	

月額上限額を超えて利用した場合、超過分は保護者負担となります。

利用施設もしくは保健福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

≪入 園 手 続 き≫

1. 2号認定・3号認定申込申請手続きについて

（1）令和9年4月1日入所申請

南幌町保健福祉課子育て支援係（あいくる）へ申請してください（郵送不可）。**窓口受付時間は平日の8:30～17:00です。**

なお、書類のご用意や記載方法の確認等は早めに行っていただき手続きをお願いします。

申請受付期間	通知書発送予定日
令和8年11月2日（月）～令和8年11月17日（火）	令和9年1月27日（水）

※令和8年度に入所保留となった方については、改めて申請が必要となります。

※令和8年12月1日～令和9年3月31日入所も併せて希望される方については、申請書類は同時に提出してください。

（2）令和9年5月1日以降の入所申請

利用希望月	申請受付期間	通知書発送予定日
令和9年 5月	令和9年 3月15日（月）～ 4月14 日（水）	令和9年 4月中旬以降
令和9年 6月	令和9年 4月15日（木）～ 5月14日（金）	令和9年 5月中旬以降
令和9年 7月	令和9年 5月17日（月）～ 6月14日（月）	令和9年 6月中旬以降
令和9年 8月	令和9年 6月15日（火）～ 7月14日（水）	令和9年 7月中旬以降
令和9年 9月	令和9年 7月15日（木）～ 8月13日（金）	令和9年 8月中旬以降
令和9年10月	令和9年 8月16日（月）～ 9月14日（火）	令和9年 9月中旬以降
令和9年11月	令和9年 9月15日（水）～10月14日（木）	令和9年10月中旬以降
令和9年12月	令和9年10月15日（金）～11月12日（金）	令和9年11月中旬以降
令和10年 1月	令和9年11月15日（月）～12月14日（火）	令和9年12月中旬以降
令和10年 2月	令和9年12月15日（水）～ 1月14日（金）	令和10年 1月中旬以降
令和10年 3月	令和10年 1 月17日（月）～ 2月14日（月）	令和10年 2月中旬以降

※申込（申請）受付は、利用希望月の概ね2か月前からとなります。

（3）申請に必要な書類

保育所等の申請には次の書類が必要となります。申請書はあいくるで配布しています。南幌町のホームページからもダウンロードできます。

ア 全ての方が必要な書類

必要書類（お子さんごとに必要）	説　明
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書	●「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、保育料の算定にあたり、保育所担当職員が入所世帯員の町民税額等を確認するために必要となりますので、必ず署名してください。
保育所等の利用に関する確認・同意書	●施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定及び施設・事業の利用にあたっての、確認事項及び同意書です。
保育状況調査票	●お子さんの状況・祖父母の状況等についての調書です。
保育を必要とすることを証明する書類（★）	●保護者の状況により必要な書類が異なりますので、次の表をご確認ください。 ●きょうだい同時申請の場合は、原本とコピーでも可。 ●令和9年4月1日入所申請と令和8年12月1日～令和9年3月1日の入所申請を同時に行う場合、原本とコピーでも可。

★ 保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況により、必要となる書類が異なりますので、事前にご確認ください。

提出書類（保護者ごとに必要）	説　明
就労証明書（自営業・事業主含む）	●父、母に対する事業主等からの証明書 ●自営業等の方は開業届や営業許可書等（写し）を提出してください。
母子手帳（写し）	●出産を理由に入所する場合 ・表紙（氏名）と出産予定日の記載があるページの写しを提出してください。 ・期間終了後は退所していただきますが、特別な事由がある場合はご相談ください。
診断書 身体障害者手帳等	●傷病名、治療見込み期間等が記載されたもの ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳をお持ちの方は等級が確認できるページ（写し）を提出してください。
介護保険被保険者証	●介護保険被保険者証（要介護認定済みのもの）（写し）又は診断書を提出してください。
り災証明書	●災害復旧を行っている場合はり災証明書（写し）を提出してください。
求職状況申立書	●求職活動中又は求職活動を行う方は、求職状況申立書を提出してください。
在学証明書 時間割又はスケジュール表	●職業訓練校や各種学校などへの通学による場合 ・入学予定であれば、在学証明書の代わりに「合格通知書」（写し）と「パンフレット」を提出してください。

※保育を必要とする理由が複数ある場合には、それぞれについて保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。

イ 世帯状況に応じて必要な書類

提出書類	世帯状況
対象年度の所得証明書等 （いずれか1点）　※14、15ページ参照 （住民税課税（非課税）証明書、給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書、市町村民税の税額決定・納税通知書）	●4月～8月入園でR8.1.1 現在南幌町に住所がない方→令和8年度分 ●9月～3月入園でR9.1.1 現在南幌町に住所がない方→令和9年度分
転入に関する誓約書 （住宅等の売買契約書または賃貸契約書の写し（住所・契約者・引渡しがわかる部分））	●現在、南幌町民ではないが、入所日前日までに南幌町民になる場合

※きょうだい同時申請の場合は申請児童数分を提出してください。原本とコピーでも可。

2. 入所にあたって

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書提出後、保育所・認定こども園での面接があります。

面接では、入所前に用意する持ち物や、保育の内容等の説明があります。

保育所では、児童が保育所に慣れるまでの間「慣らし保育」を実施します。慣らし保育の日数や時間等は面接時にご確認ください。

3. 教育・保育給付認定及び入所の決定

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書提出後、入所基準等を審査し、教育・保育給付認定証の交付及び入所の可否を決定します。

定員を超えて入所の希望があった場合は、選考基準に基づき優先度の高い方からの入所となり、待機をお願いする場合があります。

4. 保育施設入所　Q&A

Q　入所しやすい時期はありますか？

A　例年、4月1日の入園日は受入れ人数が一番多く、希望の園に入れる可能性が高くなります。早ければ6月頃から0歳児～2歳児クラスの空きが少なくなる（または無くなる）傾向があります。

Q　長女が保育施設に通っていますが、第2子出産にあたり育児休業を取得する予定です。長女を引続き保育施設に通わせることはできますか？

A　就労を理由に入所していた場合は、育児休業取得中の勤務先に復職することを条件に継続通園が可能になります。育児休業取得中は、保育短時間に変更になります。変更手続きが必要となりますので、「教育・保育給付認定変更申請書」と「育児休業取得証明書」を提出してください。（16ページ～17ページ参照）

Q　就労証明書の発行が、申請期日に間に合いません。後日提出するので、先に受付してもらえませんか？

A　保育施設入所に関する重要な証明書類のため、就労証明書が不足している場合に申請を受付することはできません。必ず期日までに提出できるよう、早めにご用意ください。（就労証明書は、3か月間有効です。）

Q　保育料や給食費以外にかかる費用はありますか？

A　行事の際の写真代やバス代等、保育料や給食費とは別に徴収される場合があります。詳細は19～21ページ「教育・保育施設のご案内」をご確認ください。

MEMO

5. 利用者負担額（保育料）等について

保育料及び副食費免除対象者の決定は、保護者の前年度または当年度分の市町村民税の所得割額等により決定します。（住宅借入金控除や特別減税などの控除や減税前の税額）

※算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

4月～8月	9月～翌3月
令和8年度の市町村民税所得割相当額の合計額 （令和7年1月～令和7年12月の所得）	令和9年度の市町村民税所得割相当額の合計額 （令和8年1月～令和8年12月の所得）

※市町村民税所得割相当額については、12ページをご参照ください。

1 0歳児～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）等について

①利用者負担額（保育料）の決定方法について

保育料は、所得に応じた階層区分、保育必要量（標準時間・短時間）、多子軽減（2人以上のお子さんが通所（園）した場合等による軽減）等により決定しています。また、0歳児～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれます。

②利用者負担額（保育料）の軽減について

ア 多子世帯の負担軽減について

◎ 世帯年収約640万円未満の世帯

年齢の制限なく、生計が同一の兄・姉から順に第1子と数え、第2子以降の保育料は無償となります。なお、別居している場合でも、仕送り等で生計が同一であれば対象となります。

◎ 世帯年収640万円以上の世帯

就学前で保育所、幼稚園、認定こども園及びその他指定の施設等を利用している子どもの中で、最も年齢の高い子どもから第1子と数え、第2子については半額、第3子以降については無償となります。

世帯年収と市町村民税所得割額について

◆世帯年収360万円未満の世帯

ひとり親家庭等の場合は市町村民税所得割額※が77，101円未満、その他の世帯は市町村民税所得割額が57，700円未満の場合に対象となります。

◆世帯年収640万円未満の世帯

市町村民税所得割額※が169，000円未満の場合に対象となります。

※市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税控除額、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額を適用します。

★ 保育料の算定年齢は、年の途中入所の場合でも4月1日現在の満年齢により算定し当該年度中は変わりません。

★ ひとり親世帯または身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる世帯については、条件により一部減額措置があります。

★ 在所期間中は登所の有無に関わらず保育料を納入していただきます。

★ 月途中に入所又は退所する児童に係る保育料については、その月の在籍日数により、月の開所日数を 25 日とした日割りの保育料となります。

例：月額保育料×在籍日数÷25 日

2 保育料の納入方法について

保育料は特別の事情がない限り、口座振替により納入していただきます。入所決定後、速やかに「預金口座振替依頼書」を金融機関に提出してください。

いずれの金融機関にも預金口座がない場合は、口座を開設し依頼書を提出してください。

保育料の納期限（口座振替日）は翌月25日です。（振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日）

★ 残高不足等で振替できなかった場合、納付書をお送りしますので期日までの納入をお願いします。翌月に再振替することはできません。

口座振替ができる金融機関

南幌町農業協同組合・空知信用金庫 本支店・北洋銀行 本支店・北海道銀行 本支店・ゆうちょ銀行

3 3歳児～5歳児クラスの利用者負担額（保育料）等について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児クラスの保育料が無償化されました。

これまでも保育料の一部として保護者負担となっておりました給食の材料費（給食費）は、無償化にあたってもこの考え方を維持することとされました。引続き、給食費は保護者の負担となり、3歳児～5歳児クラスの場合は、施設に直接お支払いいただくこととなります。その金額や内訳は各保育施設において設定され、保護者に通知されます。

なお、延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用については無償化の対象となりません。

4 副食費の免除について

下記に該当する2号認定子どもの方は、給食費のうち、副食費（ex.おかず、おやつなど）が免除されます。特別な手続きは必要なく、自動的に無償となります。

3号認定子どもの方は、従来どおり主食費・副食費は保育料に含まれています。

◇市町村民税の所得割額が世帯合計で基準額以下（概ね年収 360 万円未満）

◇第3子以降の子ども

＜児童の数え方＞

世帯の就園児のうち最年長者・・・・・・・第１子

次年長者・・・・・・・第２子

上記以外の者・・・第３子

※「就園児」は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している未就学児を指します。

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">課税区分（利用者負担額上の階層）</th><th colspan="3">右以外の世帯</th><th colspan="3">ひとり親世帯</th></tr>
<tr><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第3子以降</th><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第3子以降</th></tr>
<tr><td>①</td><td>生活保護世帯（A）</td><td colspan="6" rowspan="4">免　除</td></tr>
<tr><td>②</td><td>市町村民税非課税世帯（B）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>市町村民税所得割額が0円の世帯（C）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④</td><td>市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（D1～D3）</td></tr>
<tr><td>市町村民税所得割額が57,700円以上77,100円未満の世帯（D4～D5）</td><td colspan="3" rowspan="5">対象外</td><td colspan="2" rowspan="5">免　除</td></tr>
<tr><td>市町村民税所得割額が77,100円以上97,000円未満の世帯（D5～D6）</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>市町村民税所得割額が97,000円以上169,000円未満の世帯（D7～D10）</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>市町村民税所得割額が169,000円以上301,000円未満の世帯（D11～D14）</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>市町村民税所得割額が301,000円以上397,000円未満の世帯（D15～D17）</td><td colspan="3" rowspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>市町村民税所得割額が397,000円以上の世帯（D18）</td></tr>
</table>

6. 南幌町保育料金額表（月額）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定　義		保育標準時間（満3歳未満）	保育短時間（満3歳未満）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯		円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0 【0】	0 【0】
C		市町村民税課税世帯（均等割のみ課税）	10,800 【0】	10,600 【0】
D1	A階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	24,300 円未満	12,200 【0】	11,900 【0】
D2		24,300 円以上 48,600 円未満	13,600 【0】	13,300 【0】
D3		48,600 円以上 57,700 円未満	15,300 【0】	15,000 【0】
D4		57,700 円以上 67,000 円未満	17,000 【0】	16,700 【0】
D5		67,000 円以上 82,000 円未満	18,900 【0】	18,500 【0】
D6		82,000 円以上 97,000 円未満	21,000 【0】	20,600 【0】
D7		97,000 円以上 118,500 円未満	22,500 【0】	22,100 【0】
D8		118,500 円以上 140,000 円未満	25,100 【0】	24,600 【0】
D9		140,000 円以上 154,500 円未満	27,900 【0】	27,400 【0】
D10		154,500 円以上 169,000 円未満	31,100 【0】	30,500 【0】
D11		169,000 円以上 202,000 円未満	32,700 【16,350】	32,100 【16,050】
D12		202,000 円以上 235,000 円未満	34,500 【17,250】	33,900 【16,950】
D13		235,000 円以上 268,000 円未満	38,400 【19,200】	37,700 【18,850】
D14		268,000 円以上 301,000 円未満	42,700 【21,350】	41,900 【16,350】
D15		301,000 円以上 333,000 円未満	45,300 【16,350】	44,500 【20,950】
D16		333,000 円以上 365,000 円未満	50,400 【25,200】	49,500 【24,750】
D17		365,000 円以上 397,000 円未満	56,000 【28,000】	55,000 【27,500】
D18		397,000 円以上	72,800 【36,400】	71,500 【35,750】

備　考

【　　】内の金額は第2子の保育料です。

① 令和9年4月1日現在の年齢で3歳未満の児童（0歳児～2歳児クラス）における保育料です。3歳以上の保育料は無料です。

② 市町村民税額は世帯合算の金額です。

③ 世帯年収約640万円未満の世帯【A～D10階層】は、年齢制限なく生計が同一の兄・姉から順に第1子と数え、第2子以降の保育料が無料となります。

④ 世帯年収約640万円以上の世帯【D11～D18階層】については、就学前で保育所、幼稚園、認定こども園及びその他指定の施設等を利用している子どもの中で最も年齢の高い子どもから第1子と数え、第2子の保育料は半額、第3子以降については無料となります。

※　世帯年収約640万円の市町村民税所得割額は169,000円です。

※　世帯年収約360万円未満の市町村民税所得割額は、ひとり親世帯等の場合は77,101円未満、その他の世帯は57,700円未満です。

≪ひとり親世帯等≫

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定　義		保育標準時間（満3歳未満）	保育短時間（満3歳未満）
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	円 0	
C		市町村民税課税世帯（均等割のみ課税）	4,000 【0】	
D1	A階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	24,300 円未満	5,000 【0】	
D2		24,300 円以上 48,600 円未満	6,000 【0】	
D3		48,600 円以上 57,700 円未満		
D4		57,700 円以上 67,000 円未満	7,000 【0】	
D5の一部		67,000 円以上 77,101 円未満		

7. 広域入所を希望する場合

児童福祉法の規定により、保護者の勤務先等特段の事情がある場合、居住地以外の保育所に入所することが可能です。実施にあたっては、該当する市町村と協議若しくは協定を締結しなければならないため事前にご相談ください。

なお、保育所により受入れに関し要件等があるときは、入所できない場合があります。



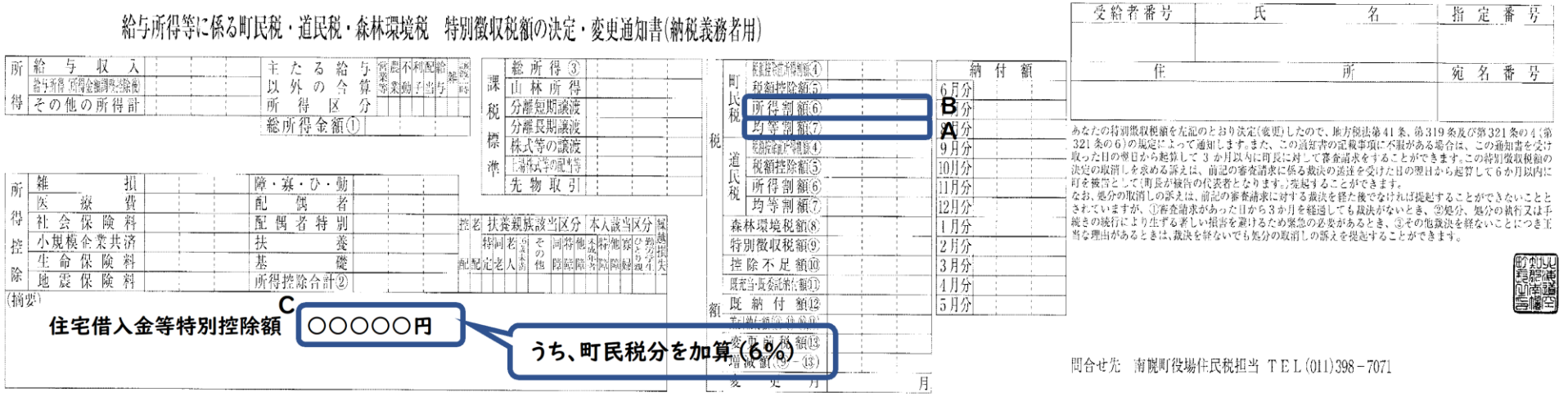
保育料の決定に関する
町民税所得割額の見方①

（あくまでも参考としてご活用ください。）
4月～8月分の保育料は、前年の6月の町民税額、9月～翌年3月保育料は、当年の6月の町民税を参照してください。（【例】令和9年4月～8月分保育料は、令和8年6月決定の町民税額）

1.会社員等（町民税が給与天引きの方）

住民税が給与天引きとなっている方は、毎年6月頃に勤務先を通じて「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」が配布されます。
※会社員の方でも特別徴収ではなく、普通徴収となっている場合があります。徴収方法については、勤務先にご確認ください。
※通知書の書式は、市町村によって異なります。

保育料試算方法
- 「均等割額」のみ記載されている方…Aの額
- 「所得割額」が記載されている方…Bの額
- 住宅借入金等税額控除が適用されている方…BにCの額を加えた額
- 配当控除・寄付金控除等が適用されている方…BとCにその控除額を加えた額



保育料の決定に関する町民税所得割額の見方②

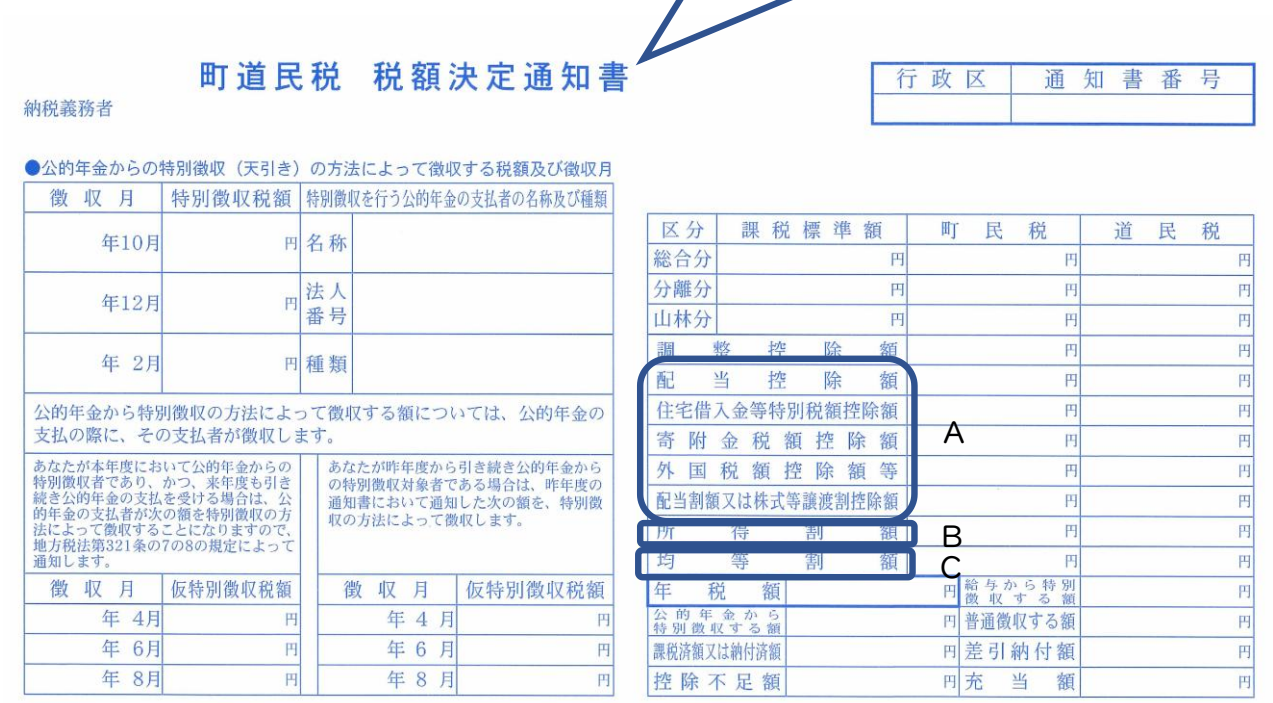
2.自営業等（町民税を口座振替又は金融機関窓口でお支払いされている方）

毎年6月に町が送付する町道民税納税通知書にてご確認ください。

保育料試算方法

- 「均等割額」のみ記載されている方…Cの額
- 「所得割額」が記載されている方…Bの額
- 配当控除・住宅借入金等税額控除・寄付金控除等が適用されている方…BにAを加えた額

町道民税納税通知書の2枚目



町道民税　税額決定通知書

行政区	通知書番号

納税義務者

●公的年金からの特別徴収（天引き）の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類	
年10月	円	名称	
年12月	円	法人番号	
年 2月	円	種類	

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、その支払者が徴収します。

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

徴収月	仮特別徴収税額
年 4月	円
年 6月	円
年 8月	円

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額
年 4月	円
年 6月	円
年 8月	円

区分	課税標準額	町民税	道民税
総合分	円	円	円
分離分	円	円	円
山林分	円	円	円
調整控除額		円	円
配当控除額		円	円
住宅借入金等特別税額控除額		円	円
寄附金税額控除額		円	円
外国税額控除額等		円	円
配当割額又は株式等譲渡割控除額		円	円
所得割額		円	円
均等割額		円	円
年税額	円	給与から特別徴収する額	円
公的年金から特別徴収する額	円	普通徴収する額	円
課税済額又は納付済額	円	差引納付額	円
控除不足額	円	充当額	円

A

B

C

※1　保育料の決定に関する町民税所得割額の見方①にも記載していますが、4月～8月分の保育料は、前年の6月の町民税額、9月～翌年3月保育料は、当年の6月の町民税を参照してください。（【例】令和9年4月～8月分保育料は、令和8年6月決定の町民税額）

※2　ご夫婦ともに課税されている場合、ご夫婦の市町村民税所得割額の合算金額により保育料は算定します。

≪その他の手続き・保育サービスについて≫

1. 入所後の各種届出について

Ⅰ 教育・保育給付認定の変更について

年度途中で申請内容が変更になった方については、下記のとおり給付認定変更申請が必要です。**保健福祉課子育て支援係へすみやかに変更申請書を提出してください。**（保育短時間認定の方が保育標準時間で利用されますと、延長保育料等がかかります。）

状況			必要な書類	備考
家庭状況	住所、氏名に変更が生じた場合		教育・保育給付認定変更申請書	ご住所を変更した際、また氏名、保護者等の変更の際にご提出ください。
	同居する人に変更があった （結婚・離婚・祖父母同居等）			
		結婚の場合	戸籍謄本（入籍日がわかるもの）、結婚相手の「就労証明書」など保育を必要とする証明の書類（転入の場合は、住民税課税証明書）	婚姻した際にご提出ください。
		離婚の場合	戸籍謄本（離婚成立日と親権者が記載されているもの）	離婚した際にご提出ください。
保育必要理由	転職した、仕事を開始した 就労時間が変更になった		教育・保育給付認定変更申請書 就労証明書	新しい会社の就労証明書を提出してください。変更が生じる場合には新たに就労証明書の提出が必要です。 教育・保育給付認定変更例： 保育標準時間→保育短時間
	退職した		教育・保育給付認定変更申請書 求職状況申立書	退職しましたら、退職日をご報告ください。速やかに保育園に在園するための要件を新しくご提示いただく必要があります。 教育・保育給付認定変更例： 就労→求職活動 保育標準時間→保育短時間
	妊娠及び出産 （下の子を妊娠した）		出産にあたっての就労状況申告書 母子手帳の写し（表紙（氏名）と出産予定日の記載があるページ） ※出産時の手続きについて	妊娠がわかりましたら、出産予定日の4か月前までにご提出ください。
	病気になり、自宅療養又は入院が必要となった		教育・保育給付認定変更申請書 傷病名、治療見込期間等が記載されたもの	該当される際にご提出ください。
	同居親族を介護・看護することになった		教育・保育給付認定変更申請書 診断書または障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証の写し	該当される際にご提出ください。
	求職活動をすることになった（起業準備を含む） （認定日の90日後の月の末日まで）		教育・保育給付認定変更申請書 求職状況申立書	上記、退職した場合をご覧ください。

	学校（職業訓練学校等）に通うことになった （最終通学日が属する月の末日まで）	教育･保育給付認定変更申請書 在学証明書･時間割等	該当される際にご提出ください。
	すでに入所している子どもの保護者が育児休業に入る	教育･保育給付認定変更申請書 育児休業取得証明書	育児休業を取得される前に、育児休業取得証明書をご提出ください。要件を育児休業に変更します。保育必要量は保育短時間になります。 育児休業取得証明書の記入日は、出産日以降の日付である必要があります。
	育児休業から復職した	教育･保育給付認定変更申請書 就労証明書	職場に復職しましたら復職の証明として、就労証明書をご提出ください。就労証明書の記入日は、復職日以降の日付である必要があります。

◎ １号認定の方は、「家庭状況」に変更があった場合のみ、申請が必要です。

◎ 申請内容が変更になる場合は、入所している施設に連絡するとともに、速やかに申請書類等をご提出ください。

申請種類の提出がないまま、申請内容と実態が異なる状況が継続していたことが発覚した場合、状況によっては虚偽申請とみなし、退所していただく場合があります。

２ 継続入所について

翌年度も同じ保育施設の利用を希望する場合でも、毎年１１月に新たに入所申請の手続をしていただきます。期日に間に合わなかった場合は、継続できませんので、ご注意ください。

３ 退所となる場合について

保育が必要な状況でなくなった場合（離職や病気の回復等）は退所となります。退所する場合は、「保育所退所届」を提出してください。退所を希望する場合でも、退所届の提出がない限り保育料はかかります。町外転出による退所については、必ず住民票を異動する前（転出届手続前）に届出をしてください。

また、正当な理由がなく１ヶ月以上欠席したときは、届出がなくても退所となります。



2. 各種保育サービスについて

1 延長保育

認可保育所施設を利用する2号・3号認定の子どもで、保護者の就労形態や残業などにより通常保育時間内のお迎えが困難な場合、別途申込の上、保育時間の延長ができます。

◎ 利用料

区　分	7時30分～8時30分まで 16時30分～18時30分まで		18時30分～19時まで
	1時間以内	1時間超え	
保育標準時間	－	－	200円
保育短時間	100円	150円	

【申込み・お問い合わせ】

南幌いちい保育園　南幌町中央2丁目2番2号　℡011-378-2734

2 一時預かり事業

保護者の就労や傷病等の理由により、家庭でお子さんを保育できない場合、緊急かつ一時的に保育園でお預かりする「一時預かり」を南幌いちい保育園で実施しています。

【利用形態】

1. 勤務形態等…保護者の就労等により、平均週3日程度お預かりします。

2. 緊急保育……保護者の傷病、出産、介護、看護、災害、冠婚葬祭等により、緊急かつ一時的に家庭で保育が困難となる児童をお預かりします。

3. 私的理由等…保護者の通院、その他私的な理由（リフレッシュ、学校行事等）により、平均週3日程度お預かりします。

【利用対象者】

南幌町内に住民登録がある満1歳以上で離乳食を完了している（1歳5か月程度）お子さんから就学前の児童が対象です（里帰り出産を理由に緊急預かりで利用する場合、住民登録がなくても利用できます）。

【保育時間】

日曜日、祝日、年末年始を除く月～土曜日の8時～18時まで

【利用料金】※年齢は4月1日現在の満年齢で決まります。

利用年齢区分	1時間	日額（10時間）	給食費
3歳未満児	175円	1,750円	260円
3歳以上児	150円	1,500円	

※当日のキャンセルについては、キャンセル料として300円かかります。

※利用料金は○○時間以内で計算します。

（例）4時間5分利用　→　5時間以内　3歳未満児だと175円×5時間＝875円

【申込み方法】

緊急の場合を除き、利用日3日前までの平日に申込書を南幌いちい保育園に提出してください。

保護者の就労により利用される場合には「就労証明書」を添付してください。

【申込み・お問い合わせ】

南幌いちい保育園　南幌町中央2丁目2番2号　℡011-378-2734

3 障がいのあるお子さんの保育

情緒障害、言語障害などで集団保育が可能な比較的軽い障がいのあるお子さんを対象に、一般の児童と一緒に保育を実施しています。

≪教育・保育施設のご案内≫

南幌いちい保育園

社会福祉法人水の会

所在地	〒069-0235　空知郡南幌町中央２丁目２番２号										
連絡先	TEL	011-378-2734	E-mail	nanporo@mizunokai.ed.jp							
	FAX	011-378-2304	HP	http://www.mizunokai.ed.jp/							
年齢区分	0歳児（生後43日目）～5歳児		利用定員	2号認定	3歳	16名	4歳	17名	5歳	17名	
				3号認定	0歳	9名	1歳	15名	2歳	16名	
開園日	月～土曜日		休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月5日）							
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分	延長保育	19時まで							
	保育短時間	8時30分～16時30分									
保育料以外にかかる費用	特になし			栄養士		看護師					
				○		×					
昼食について	★完全給食 ★アレルギー対応園 ★3～5歳児の給食費･･･6,500円/月（主食1,700円　副食4,800円） 南幌町より主食500円の補助										
施設紹介	「自然から学ぶ」という設立の理念のもと、「子どもの視点に立つ保育」を保育方針とし、遊びを通して行う幼児教育（保育）の実践を行っています。本園は、園舎は鉄骨造2階建て床面積約400坪と、各保育室や２階まで吹き抜けの遊戯室をはじめ、どの場所も広々とした空間と木材を生かした建物になっています。屋外にはいろいろな遊具の他に、運動遊び専用のグラウンドが設けられており、施設・設備共に大変恵まれた環境になっています。 また、地域子育て支援センター（南幌町からの委託）を併設、一時預かり保育も行っており、地域の子育て拠点としての役割も担っています。										

認定こども園南幌みどり野幼稚園

学校法人柏学園

所在地	〒069-0214　南幌町南１４線西７番地			
連絡先	TEL	011-378-0070	E-mail	midorino@e-kashiwa.ed.jp
	FAX	011-378-0070	HP	http://www.e-kashiwa.ed.jp/
施設紹介	広い園庭でサッカーやマラソンをし、はだし教育で体全体をつかった楽しいリズム運動、幼児に適した温水プールが設置され、寒さ知らずの快適さの中で、一年中水遊びから水泳へと指導しております。ちびっこ農園では野菜とり、栗やどんぐり拾いをして楽しんでいます。			

１号認定（教育部分）

開園日	月～金曜日				休園日	土曜日、日曜日、祝日、夏・冬・春休み		
利用定員	年少	35人	年中	40人	年長	45人	教育時間	8時20分～14時30分
未就園児保育	なし							
預かり保育	月～金曜日　7時30分～18時30分（教育時間を除く） 土曜日 7時30分～18時30分（13時以降　100円/時間） ※7時30分～8時20分　100円/日（追加料金） ※新2号対象児無償化　490円/日 ※土曜日はかぜのこ幼稚園で行う予定です。				長期休暇	夏休み　7月下旬～8月中旬 冬休み　12月下旬～1月中旬 春休み　3月下旬～4月上旬		
長期休暇預かり保育	8時20分～18時30分（490円/日）（年末年始、お盆を除く） ※7時30分～8時20分　100円/日（追加料金）							
保育料以外にかかる費用	★特別教育施設設備費･･･2,000円/月 ★バス利用料･･･1,000円/月（利用者のみ） ★諸経費･･･2,000円～3,200円（4月一括納入、学年により異なる） ★父母の会会費･･･5,000円/年 ★制服等･･･約20,000円							
昼食について	★完全給食 ★アレルギー対応園　　対応できない場合も有 ★給食費･･･3,700円/月（主食800円　副食2,900円）							
入園申込方法	2027年度　QRコードより申し込み　ホームページにてお知らせ							

２号認定（保育部分）

年齢区分	3歳児～5歳児			利用定員	2号認定	3歳	20人	4歳	18人	5歳　25人
開園日	月～土曜日 ※土曜日はかぜのこ幼稚園で行う予定です。			休園日	日曜日、祝日、お盆、年末年始（12月29日～1月3日）、3月末1日					
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分		保育短時間	8時30分～16時30分					
延長保育	なし									
保育料以外にかかる費用	★バス利用料･･･1,000円/月（利用者のみ） ★諸経費･･･2,000円～3,200円 （4月一括納入、学年により異なる） ★父母の会会費･･･5,000円/年				栄養士	×	看護師	×		
昼食について	★完全給食 ★アレルギー対応園　　対応できない場合あり ★3～5歳児の給食費･･･6,800円/月（主食1,800円　副食5,000円） 南幌町より主食500円の補助									

幼保連携型認定こども園南幌かぜのこ幼稚園

学校法人柏学園

所在地	〒069-0235　南幌町中央２丁目２番３号			
連絡先	TEL	未定	E-mail	未定
	FAX	未定	HP	未定
施設紹介	令和9年4月から保育を行い、2階建て園舎で学童保育も併設します。なお、令和9年度は園庭整備中のため、運動会等他の行事は行えないことがあります。また、0歳児～5歳児までの2号・3号の園児が利用できます。冷暖房完備、完全給食を行います。			

１号認定（教育部分）

開園日	月～金曜日				休園日	土曜日、日曜日、祝日、夏・冬・春休み		
利用定員	年少	0人	年中	0人	年長	0人	教育時間	8時20分～14時30分
未就園児保育	なし							

２・３号認定（保育部分）

年齢区分	0歳児（生後43日目）～5歳児			利用定員	2号認定	3歳～5歳　15人		
					3号認定	0歳	9人	1歳	20人	2歳	36人
開園日	月～土曜日			休園日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月5日）、3月末1日			
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分		保育短時間	8時30分～16時30分			
延長保育	なし							
保育料以外にかかる費用	★特別教育施設設備費･･･2,000円/月 ★諸経費･･･学校健康会等 ★行事協力会費				栄養士	看護師		
					×	×		
昼食について	★完全給食（自園調理による）0～5歳児 ★アレルギー対応園　　対応できない場合あり ★3～5歳児の給食費･･･8,000円/月（主食1,800円　副食5,000円、自園給食費1,200円） 南幌町より主食500円の補助							

育てる喜び、育む幸せ。

なんぽろ

＜申込み・お問い合わせ＞
〒069-0235
空知郡南幌町中央３丁目４番２６号
南幌町　保健福祉課　子育て支援係
南幌町保健福祉総合センター あいくる
電話 378-5888・FAX 378-5255